

# 安全・適正就業基準

(目的)

**第1条** この安全・適正就業基準は、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

**第2条** 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

**第3条** 会員は、就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだけ慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

**第4条** 会員は、植木剪定・除草・清掃等の作業に従事する場合は、別表に定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

**第5条** 会員は、作業内容によっては、安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ安全帯（命綱）を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

**第6条** 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

**第7条** 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認

してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

**第8条** 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

**第9条** 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取り扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

**第10条** 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

**第11条** 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

**第12条** 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

## 附 則

この基準は、社団法人天童市シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。

**附 則** (平成10年8月21日 一部改正)

この基準は、平成10年8月21日から施行する。

**附 則** (平成16年2月26日 一部改正)

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年2月26日 一部改正) (第4条の別表「果樹関係農作業」及び第5条を改正)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年5月18日 一部改正)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

作業別安全・適正就業基準1（作業名 植木剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。                (1) 作業服は、袖口のしまったものを。                (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（運動靴・地下足袋等）。                (3) 安全帽は、必ず着用すること。</li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。</li> <li>8. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>9. 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。</li> <li>10. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	安全帽
脚立（三脚・四脚）使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脚立（三脚・四脚）は使用前に十分点検し、特に棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>2. 脚立は、必ず開き止めを掛けること。</li> <li>3. 脚立は、確実に立てること。</li> <li>4. 脚立の上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>5. 脚立の頂上には、絶対立たないこと。</li> <li>6. 脚立からの飛び降りは、絶対にしないこと。</li> <li>7. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、滑り止めのあるものを使用し、梯子の上方を木に縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>2. 梯子を昇降する際は、手に道具を持たないこと。また、飛び降りないこと。</li> <li>3. 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>4. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤沈下等を確認すること。</li> <li>5. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行なうこと。</li> <li>6. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上より2 m以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行なうこと。</li> <li>3. 枝につかまったり体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</li> <li>4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行なうこと。</li> <li>5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	安全帯 安全帽
刈込み作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同で刈込み作業を行なう場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行なわないこと。</li> <li>2. 使用しない刈込鋏等は、目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準2 (作業名 除草)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入りぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。</li> <li>(2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>(3) 作業帽は、必ず着用すること。</li> <li>(4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</li> <li>8. 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。</li> <li>9. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。</li> <li>10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。</li> <li>11. 長時間の作業は避けること。</li> <li>12. 雨天時の作業は避けること。</li> <li>13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽等を必ず着用すること。</li> <li>2. 気温が26度以上に上昇したら、日射病・熱射病に注意すること。</li> <li>3. 休憩時には、水分を補給すること。</li> </ol>	
手作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行なうこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</li> <li>(2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</li> <li>(3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。</li> </ol> </li> <li>2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝと。</li> <li>(2) 共同で作業を行なう場合は、作業空間を十分に取り、刃先に注意すること。</li> <li>(3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol> </li> </ol>	<p>殺虫剤 保護眼鏡</p>

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
	3. 道路周辺での作業では、自動車等に十分注意すること。 (1) 自動車等の運転者に注意を促すため、安全チョッキを着用し、コーンを設置すること。 (2) 歩行者、自転車等の進行を妨げないようにすること。	安全チョッキ コーン
刈払機作業	1. 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 2. 安全ガードは必ず取り付けること。 3. 保護眼鏡を着用すること。 4. 作業前に周囲の障害物を周知，除去しておくこと。特に小石には十分注意すること。 5. 作業中は，10m以内に他の人を近づけないこと。 6. 雨天時の作業は，滑り易いので避けること。 7. ガソリンを使用するので，火気には十分注意すること。 8. 運搬及び格納時には回転刃に保護カバーをつけること。 9. 刈払機は，運転を必ず止めてから，掃除・給油・点検・修理を行なうこと。	保護眼鏡

作業別安全・適正就業基準3 (作業名 植木消毒)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、帽子付き消毒衣を着用すること。</li> <li>(2) 作業靴は、ゴム長靴を使用すること。</li> <li>(3) 保護眼鏡・保護マスクは、必ず着用すること。</li> <li>(4) ゴム手袋を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</li> <li>8. 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。</li> <li>9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。</li> <li>11. 長時間の作業は避けること。</li> <li>12. 雨天、強風時の作業は避けること。</li> <li>13. 仕事場への行き帰り及びセンター車の運転中は、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	<p>消毒衣</p> <p>保護眼鏡 保護マスク ゴム手袋</p>
消毒作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>2. 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク、保護眼鏡、消毒衣を使用すること。</li> <li>3. 作業途中での喫煙は、絶対にしないこと。</li> <li>4. 散布に当たっては、風向きや周りの状況に十分注意すること。</li> <li>5. 散布に当たっては、作業現場に人や車両が近づかないよう十分注意するとともに周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行なうこと。</li> <li>6. 余った薬剤の処理には、十分注意すること。</li> <li>7. なるべく朝夕、無風で涼しい時間に行なうこと。</li> <li>8. 作業終了後、手や体を石鹼でよく洗うこと。</li> <li>9. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。</li> </ol>	<p>ゴム手袋 保護マスク 保護眼鏡 消毒衣</p>

作業別安全・適正就業基準4 (作業名 清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して使用すること。</li> <li>4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。</li> <li>5. 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行なうこと。</li> <li>6. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>7. 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>8. 洗剤や薬品を使用するときは、ゴム手袋を使用し、場合によっては、保護マスクを使用すること。</li> <li>9. 作業に使用した道具類は放置しないで、作業をしやすく常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>10. 重量物の取扱いは、特に慎重に行なうこと。</li> <li>11. 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。</li> <li>12. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	<p>ゴム手袋 保護マスク</p>
屋内外清掃 家庭内清掃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無理な姿勢で作業を行なわないこと。</li> <li>2. ガラス部に手をついたり、身体を支えたりしないこと。</li> <li>3. 高所作業中は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>4. 踏み台の代わりに回転椅子、折りたたみ椅子は絶対に使用しないこと。</li> <li>5. 踏み台や脚立は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>6. 2階等高所の窓は、一旦取り外して清掃すること。</li> </ol>	<p>安全帯 安全帽</p>



作業別安全・適正就業基準5 (作業名 果樹関係農作業)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。</li> <li>8. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>9. 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。</li> <li>10. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	
脚立(三脚・四脚)使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脚立(三脚・四脚)は使用前に十分点検し、特に棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>2. 脚立は、必ず開き止めを掛けること。</li> <li>3. 脚立は、確実に立てること。三脚の場合は、3本の脚が二等辺三角形になるように立てること。</li> <li>4. 脚立の安定を確かめ、低い棧で試し乗りをすること。</li> <li>5. 脚立の上では、体を必要以上に伸ばしたり、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>6. 脚立の頂上には、絶対立たないこと。</li> <li>7. 脚立は、こまめに移動すること。</li> <li>8. 脚立からの飛び降りは、絶対にしないこと。</li> <li>9. 脚立と果樹の枝に股がって作業しないこと。</li> <li>10. 地面の段差などが見えないことがあるので、足元に注意すること。</li> <li>11. 摘果作業等で、鋏を使用する場合は、刃先に十分注意すること。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準6 (作業名 荷物運搬)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一の考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。</li> <li>8. 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。</li> <li>9. 仕事場への行き帰り及びセンター車の運転中は、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	
運搬作業 引越し作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無理のない姿勢で行ない、特に腰・腕等を痛めないよう慎重に行なうこと。</li> <li>2. 足元の安全を確認、確保すること。</li> <li>3. 移動中荷崩れがおきないように、必ずロープで縛ること。</li> <li>4. 重量物の運搬は、必ず複数で、声をかけあいながら行なうこと。</li> <li>5. 運搬物に傷を付れたり、破損したりしないよう慎重に運ぶこと。また、急いだり、あわてたりしないこと。</li> <li>6. トラックの荷台での作業では、安全帽を着用すること。</li> </ol>	安全帽